

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部流域政策局・長浜土木事務所管理調整課）

諮問日：平成23年6月15日（諮問第60号）

答申日：平成24年2月15日（答申第54号）

内容：「A漁業協同組合等への是正指導等に関する書類」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、別表1の「公開すべき部分」欄に記載した部分を公開すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成23年2月9日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

平成15年度以降、平成23年2月9日までににおけるA漁業協同組合とB出荷場（屋号）（個人を含む）等への是正指導等に関する書類。（具体的には、H22.12.7の第4回定例会（米原市）で特定されている大小6施設等、既に撤去された漁業倉庫と、現在米原市が撤去義務を争う養魚池に関する一式。）

#### 2 実施機関の決定

同年3月28日、実施機関は、別表2の「文書名」欄に記載した109件の文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、同表の「非公開部分」欄に記載した部分を、同表の「非公開理由」欄に記載した内容を理由として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 異議申立て

同年5月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、非公開とした部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

## 2 異議申立ての理由

本件処分は次のとおり不当である。

個人に関する情報であっても、法人に関する情報であっても、それぞれ公にすることにより、正当な利益を害する恐れはなく、又事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れもない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

### 1 公開請求と公文書の特定について

本件公開請求の公文書公開請求書の「請求する公文書の名称または内容」欄には「B出荷場(屋号)(個人を含む)」とあるが、県が是正指導を行っていたのはA漁業協同組合およびその組合員に対してである。

また、「大小6施設等」とは、やな(行政代執行により撤去) 漁具保管共同作業所(米原市所有) 漁業倉庫(監督処分により漁協が撤去) 鮎苗蓄養池(行政代執行により撤去) 養魚池(県の監督処分に対し米原市が審査請求(国土交通省審査中))、養魚池(漁協所有・市有地に設置)と解釈した。

「是正指導等に関する書類」として、滋賀県(長浜土木事務所(旧:湖北地域振興局長浜建設管理部)および土木交通部河港課(現:流域政策局))と、A漁業協同組合およびその組合員との天野川河川法違反の適正化への協議結果書、是正指導(行政指導)を行った内容の復命書および報告書、行政処分等の措置を行う場合の起案文書が存在する。

このことから、本件公開請求に対し、長浜土木事務所管理調整課と土木交通部河港課は、平成15年度以降、平成23年2月9日までの間の大小6施設(やな、漁具保管共同作業所、漁業倉庫、鮎苗蓄養池、養魚池、養魚池)について、A漁業協同組合およびその組合員との天野川河川法違反の適正化への協議結果書、組合へ是正指導(行政指導)を行った内容の復命書および報告書、行政処分等の措置を行う場合の起案文書を対象公文書として特定した。

### 2 請求の対象となった公文書とその性質

対象公文書である「是正指導の復命書等」(以下、「本件復命書等」という。)は、職員が上司の命令により出席した協議・交渉等の結果報告や対外的な協議・交渉等の結果内容を報告するためにまとめた書類であり、是正指導等について過去からの経緯や当事者間のやり取りなど具体的かつ詳細な事柄までがそのまま記録されているため、後日、誰が、いつ、どのようなことを発言したかなどを確認できるなど、個人を特定する情報や法人の正当な利益を害する恐れのある情報が記載されている。

また、「行政処分等の措置を行う場合の起案文書」(以下、「本件起案文書」という。)は、滋賀県が対外的に行政処分等を行う場合に、事前に上司の決裁を受けるものである。重要な行政指導や法律に基づく行政処分は、報道機関へ資料提供している。

### 3 背景

A 漁業協同組合は昭和 24 年設立され、琵琶湖を中心として米原市の天野川において鮎などの魚を採取して漁業を営んできたが、琵琶湖の水質悪化や鵜の被害などの原因により漁獲高が減少し「捕る漁業」から「育てる漁業」へと転化してきた。

昭和 47 年頃から、米原市（旧米原町）は A 漁業協同組合に対して、「地域漁業の振興と働く場所の確保」を目的に、同和対策事業の補助や琵琶湖総合開発事業の補償などにより、鮎の養殖施設を初めとした多くの漁業施設の整備を支援し、A 漁業協同組合はその施設を利用してきた。

そのような中で、平成 15 年に A 漁業協同組合の役員 7 名が漁業補償名目の不当要求（恐喝未遂）事件の被疑者として逮捕されたことによる捜査で、漁業施設が河川法違反であることが判明したため、河川管理者である滋賀県は、各施設の所有者であり占有者および使用者である A 漁業協同組合および米原町（当時）に対し是正指導することとなり、適法化のための調査などを行った。

その後、平成 19 年 6 月、漁業倉庫において漁協関係者の遺族による高額な相続税の脱税が行われ、その容疑で逮捕されたことで、漁業倉庫が住居として用いられていたことが新聞報道されたことから、現地調査を実施し是正指導を行った。しかし、その後においても、河川法に基づく許可申請書の内容に沿った是正がされず、漁業倉庫が依然として日常生活のための住宅として使用されていたこと、占用許可期限が過ぎても継続申請がされないこと、また、その後住居として住んでいた漁業関係者が退去したことにより、「適法化」から「法的措置を含めた適正化」に向けた指導に方針を転換して対応することとなり、6 つの施設について河川法上適法化できない施設等は撤去するという厳しい対応のもとで、A 漁業協同組合や米原市に指導や処分を行い、現在も継続して指導しているところである。

なお、滋賀県が米原市に対して指導を行ってきたのは、A 漁業協同組合が天野川で漁業を行うにあたり、地域水産業の振興、同和対策事業として米原市（旧米原町）が当初から主導的に関わり、A 漁業協同組合を支援し、指導してきたためである。

#### 4 非公開部分とその非公開情報該当性について

本件復命書等および本件起案文書の非公開部分は、個人の氏名、法人、個人等への指導・協議内容、法人登録印鑑の印影であり、本件対象公文書の非公開部分は別表 2 のとおりである。

##### （1）非公開部分（別表 2 の「非公開理由」欄の\* 1 に のあるもの）の条例第 6 条第 1 号 該当性について

条例第 6 条第 1 号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非公開情報としている。

また、本件復命書等には、漁協関係者の発言が議事録形式で記録されており、漁協関係者の発言部分については、それが公にされると、たとえ氏名等を非公開としても、漁協関係者であれば発言内容等から発言した特定の個人を識別することができる。A 漁業協同組合の漁業関係者間においては、意見の対立等があることから、発言部分が公にさ

れると、発言者が特定され、当該発言者が他の漁業関係者から非難されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、漁協関係者の発言部分は条例第6条第1号に該当する。

(2) 非公開部分(別表2の「非公開理由」欄の\*2-1、\*2-2に のあるもの)の条例第6条第2号ア該当性について

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを非公開情報としている。

別表2の「非公開理由」欄の\*2-1に のある非公開部分(漁協組合長の印影、工事請負人名およびその印影、請負金額)について、印影は法人の内部管理情報であり、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがある。工事請負人名および請負代金は、法人の営業上の情報であり、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれるおそれがある。

また、当該漁協の法令違反に対する公権力の発動となる行政処分については、処分の基本的な情報である被処分者名、根拠法令、処分日、違反の場所・事実等を公表可能な範囲で公表・公開しているが、別表2の「非公開理由」欄の\*2-2に のある非公開部分は、当該漁協の法令違反に対する公にされていない行政指導の具体的・詳細な内容や改善に向けた協議等であり、これらを公開すれば、公にされている事実以上に法律を遵守していなかったことが公になり、当該漁協の社会的な評価・信用が損なわれる。

さらに、このような行政指導を行った場合に、その事実や内容を一般に公表する旨の規定は見当たらず、当該漁協は、法令上、指導の内容を公表されることによって、社会的評価・信用が低下すること等の不利益を甘受しなければならない理由もない。

法令違反事案の重大性によっては、指導内容等が公表されることもあり得るが、一般に、そのような公表まで至らない事案においては、指導事項の個別具体的な内容がそのまま公になることは、当該漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(3) 非公開部分(別表2の「非公開理由」欄の\*6-1、\*6-2に のあるもの)の条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、県の機関が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報としている。

河川法違反の施設や設備について、行政代執行や監督処分をおこなった施設以外に、現在、事務手続として行政処分まで進んでいないものがあり、今後、撤去に向けた行政指導や行政処分を行うこととなる。別表2の「非公開理由」欄の\*6-1に のある非公開部分には、行政処分まで進んでいない施設や設備に関する指導経過や調査内容等が含まれており、それらが公にされると、当該関係者から任意の証拠書類の提出や証言等が得られなくなることが想定され、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

条例第6条第6号イは、争訟に係る事務に関し、滋賀県の当事者としての地位を不当

に害するおそれがあるものを非公開情報としている。

養魚池については、平成 21 年 3 月 23 日、滋賀県は河川占用の廃止を行った米原市に対し、河川法第 75 条による河川管理者の監督処分（行政処分）を行い、河川を原状に回復することを命じたところ、米原市は平成 21 年 5 月 7 日、国土交通大臣に対し監督処分の取り消しを求める審査請求をおこなった。

現在も国土交通省において審査中であり、裁決において取り消しが認められなかった場合には、新たに裁判所において争訟が提起される可能性が極めて高いことや、また一方取り消しが認められた裁決の場合には、新たに他の関係者を対象者として、原状回復を命ずる監督処分をすることになるなど、当該処分が原状回復の負担を命ずる性質上、指導内容等（別表 2 の「非公開理由」欄の\* 6 - 2 に のある非公開部分）が公にされることにより、当該関係者から任意の証拠書類の提出や証言等が得られなくなることが想定されるという支障が生じるため、争訟に係る事務に関し、滋賀県の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

## 5 非公開理由の訂正等について

異議申立てを受けてあらためて本件処分の公文書一部公開決定通知書の内容を確認したところ、誤りがあったので次のとおり訂正する。

### 【本件対象公文書ごとに列挙した非公開理由の訂正】

- ・文書 7 条例 6 条 1、2 号該当 条例 6 条 1 号該当
- ・文書 2 4 条例 6 条 1 号該当 条例 6 条 1、2 号該当
- ・文書 3 0 条例 6 条 1、2、6 号該当 条例 6 条 1、6 号該当
- ・文書 3 1 条例 6 条 1、2、6 号該当 条例 6 条 1、6 号該当
- ・文書 3 7 条例 6 条 1、2 号該当 条例 6 条 1 号該当
- ・文書 4 9 条例 6 条 1、2 号該当 条例 6 条 2 号該当
- ・文書 5 0 条例 6 条 1、2 号該当 条例 6 条 1、2、6 号該当
- ・文書 5 7 条例 6 条 1、2 号該当 条例 6 条 1、2、6 号該当
- ・文書 7 8 条例 6 条 1、2 号該当 条例 6 条 1、6 号該当

### 【本件対象公文書ごとの公開度の訂正】

次の文書について、「公開」と記載したが、「非公開」の誤りであり、いずれも実際に公開していない。

- ・文書 6 4 非公開理由は条例 6 条 1 号該当
- ・文書 9 8 非公開理由は条例 6 条 6 号該当

次の文書について、「非公開」と記載したが、「公開」の誤りであり、すでに公開している。

- ・文書 1 0 0

## 第 5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第 1 条および第 3 条等に規定されているように、県の保有す

る情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

## 2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、滋賀県がA漁業協同組合に対して河川法違反についての行政指導や行政処分を行ったことに関する文書であり、実施機関は109件の文書を特定している。

## 3 非公開部分について

実施機関は、別表2に掲げる部分を条例第6条第1号、第2号、第6号に該当することを理由として非公開としているが、異議申立人は全て公開することを求めていることから、以下、非公開部分の条例第6条各号該当性（非公開情報該当性）を検討する。

## 4 非公開情報該当性について

### (1) 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の\*1に のあるもの）の条例第6条第1号該当性について

#### ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、特定の個人を識別することができるかどうかは、一般人を基準として判断することが適当である。

一般人には特定の個人を識別することができないが、当該個人と特別の関係にある者であれば特定の個人を識別することができるものについては、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合（条例第6条第1号後段）に、非公開とすることが適当である。

#### イ A漁業協同組合関係者の発言部分について

実施機関は、「漁協関係者の発言部分については、それが公にされると、たとえ氏名等を非公開としても、漁協関係者であれば発言内容等から発言した特定の個人を識

別することができる。A 漁業協同組合の漁業関係者間においては、意見の対立等があることから、発言部分が公にされると、発言者が特定され、当該発言者が他の漁業関係者から非難されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。」と主張する。(以下、A 漁業協同組合を「当該漁協」とする。)

確かに、本件対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした当該漁協関係者の発言部分は、発言者の個人の氏名を非公開とすれば、一般人には特定の個人を識別することができない。

しかし、当該漁協関係者には特定の個人を識別することができる発言部分があるとしても、いずれも当該漁協が県と協議を行ったり、行政指導等を受けたりする場面の発言である。このような場面での発言内容は、通常、当該漁協関係者間で共有されるべき当該漁協の方針・見解であり、他の当該漁協関係者に非難されるおそれがあるというだけで、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

したがって、当該漁協関係者の発言部分は条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

なお、当該漁協関係者の発言部分は、「行政指導や協議が行われている場面の議事録部分」として、条例第6条第2号に該当すると主張されている。同号該当性については(2)で検討する。

#### ウ 当該漁協関係者の発言部分以外の部分について

実施機関は、当該漁協関係者の発言部分以外にも、協議等の場に出席した者の氏名や施設の写真・図面などを「条例第6条第1号に該当する」とだけ主張して非公開としている。

そこで、これらの部分について条例第6条第1号該当性を検討する。

#### (ア) 協議等の場に出席した者の氏名・役職名などについて

実施機関は、公文書一部公開決定通知書や理由説明書において「参加者名」、「出席者名」、「協議者名」を非公開部分と表記しているが、本件対象公文書を見分したところ、「参加者名」などとして非公開とされた部分には、個人の氏名ではない役職名・団体名などの部分が含まれている。

個人の氏名の部分を除いた役職名・団体名などの部分のうち、別表1の「公開すべき部分」に掲げた部分については、特定の個人を識別することはできず、個人の権利利益を害するおそれがあるとの説明もなされていないことから、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

また、本件対象公文書を見分したところ、当該漁協の代表理事(組合長。以下「当該組合長」という。)の役職名の部分の多くが、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とされている。

しかし、当該組合長が当該漁協を代表する者として県との協議などに出席する行為は、当該漁協の行為そのものと評価することができる。したがって、このような場面の議事録などの「出席者欄」などに記載されている当該組合長の役職名は、条例第6条第1号の「個人に関する情報」には当たらないと考えるべきである。

さらに、漁業協同組合の代表権を有する者の氏名は登記事項であり（水産業協同組合法第 101 条）、県内漁業協同組合の組合長の氏名は県刊行物（滋賀の水産）で公にされていることが認められるから、当該組合長の氏名は「法令等の規定によりまたは慣行として公にされている情報」（条例第 6 条第 1 条ただし書ア）に該当するものと認められる。

したがって、組合長という役職名を公開している部分については、組合長の氏名も合わせて公開すべきである。

（イ）施設の写真・図面などについて

実施機関は、一部の施設の写真や図面を非公開としているが、写真のうち人物の部分を非公開とすれば、特定の個人を識別することはできない。また、個人の権利利益を害するおそれがあるとの説明はなされていない。

したがって、写真のうち人物の部分は条例第 6 条第 1 号に該当するものと認められるが、その余の部分は同号に該当するものとは認められない。

（ウ）その他の部分について

実施機関は、これまでに述べた部分以外にも条例第 6 条第 1 号に該当することを理由として非公開としている部分があるが、個人の住所、電話番号、生年月日、印影などの部分を除き、別表 1 の「公開すべき部分」に掲げた部分については、特定の個人を識別することはできず、個人の権利利益を害するおそれがあるとの説明もなされていないことから、条例第 6 条第 1 号に該当するものとは認められない。

（２）非公開部分（別表 2 の「非公開理由」欄の \* 2 - 1、\* 2 - 2 に のあるもの）の条例第 6 条第 2 号ア該当性について

条例第 6 条第 2 号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ア 別表 2 の「非公開理由」欄の \* 2 - 1 に のある非公開部分（漁協組合長の印影、工事請負人名およびその印影、請負金額）について

実施機関は、「印影は法人の内部管理情報であり、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがある。工事請負人名および請負代金は、法人の営業上の情報であり、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれるおそれがある。」と主張する。

別表 2 の「非公開理由」欄の \* 2 - 1 に のある部分は、いずれも文書 2（工事請負契約書）に記載され、当該漁協と民間事業者との間の契約内容に関わる情報であり、実施機関の主張するとおり、条例第 6 条第 2 号該当性が認められる。

ところで、本件対象公文書を見分したところ、実施機関が主張する部分以外にも当該漁協の印影部分が存在する（文書 78、96）。この部分について実施機関は条例第 6 条第 2 号該当性を主張していないが、当審査会としては当該部分についても、条例第 6 条第 2 号該当性が認められると考える。

イ 別表 2 の「非公開理由」欄の \* 2 - 2 に のある非公開部分について

実施機関は、「当該漁協の法令違反に対する公権力の発動となる行政処分については、処分の基本的な情報である被処分者名、根拠法令、処分日、違反の場所・事実等を公表可能な範囲で公表・公開しているが、別表2の「非公開理由」欄の\*2-2にある非公開部分は、当該漁協の法令違反に対する公にされていない行政指導の具体的・詳細な内容や改善に向けた協議等であり、これらを公開すれば、公にされている事実以上に法律を遵守していなかったことが公になり、当該漁協の社会的な評価・信用が損なわれる。さらに、このような行政指導を行った場合に、その事実や内容を一般に公表する旨の規定は見当たらず、当該漁協は、法令上、指導の内容を公表されることによって、社会的評価・信用が低下すること等の不利益を甘受しなければならない理由もない。法令違反事案の重大性によっては、指導内容等が公表されることもあり得るが、一般に、そのような公表まで至らない事案においては、指導事項の個別具体的な内容がそのまま公になることは、当該漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」と主張する。

本件対象公文書を見分したところ、別表2の「非公開理由」欄の\*2-2にある非公開部分は、当該漁協の法令違反に係る行政指導や協議が行われている場面の議事録部分（非公開部分A）、行政指導や協議の詳細な要約部分（非公開部分B）、行政指導等に対して当該漁協から提出された文書の内容部分（非公開部分C）、実施機関が公表していないと主張する河川法違反の条項や施設名等の部分（非公開部分D）である。

- ・非公開部分A：文書2～4、6、9、10～14、16～18、20、21、23、28、29、34、39、40、45、48、50～53、57、59、61、62、70～72、80、82～84、87、88、91、94、97、103～106
- ・非公開部分B：文書1、17、25、27、96
- ・非公開部分C：文書40、96
- ・非公開部分D：文書24、32、33、49、95、108、109

これらの部分には、行政指導の経過や概要（復命書や議事録の見出しなど）、議事録の発言部分などの行政指導の詳細情報、大小6施設とは無関係の施設名など、様々な情報が混在しているが、実施機関は情報の詳細さなどによって特段区別することなく、一律に非公開としている。

確かに、当該漁協の法令違反に係る行政指導や協議の詳細な内容を公にすると、当該漁協の社会的評価や信用などが損なわれ、当該漁協の正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

しかし、大小6施設の一部について当該漁協が河川法に基づく監督処分を受け、行政代執行にまで至っていることは県広報資料（県政eしんぶん）により公表されており、当該資料では行政代執行に至るまでの行政指導の経過等も公表されている。

また、滋賀県議会議事録、米原市議会議事録、新聞報道により、当該漁協が河川法違反により行政指導を受けていることや、そのきっかけとなる事件が公にされている。

さらに、県が公にしている監督処分や行政指導の経過以外にも、当該漁協との協議等が行われていることは109件ある文書の件名などからも推測することができ、その

内容を県が積極的に公表していないとしても、監督処分や行政代執行が行われる過程において、様々な指導や協議などが行われること自体は一般的に想定できるものである。

したがって、議事録の発言部分などの詳細情報や大小6施設とは無関係の施設名等の部分は条例第6条第2号に該当するものと認められるが、行政指導の経過や概要（復命書や議事録の見出しなど）の部分は、公にしても当該漁協の正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、条例第6条第2号に該当するものとは認められない。

ところで、本件対象公文書を見分したところ、文書38、78、107には行政指導の場面の議事録の発言部分などが存在する。この部分について実施機関は条例第6条第2号該当性を主張していないが、当審査会としては当該部分についても、条例第6条第2号該当性が認められると考える。

(3) 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の\*6-1、\*6-2に のあるもの）の条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。同条同号イでは、「争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものが具体的な非公開情報として例示されている。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

ア 別表2の「非公開理由」欄の\*6-1に のある非公開部分について

実施機関は、「河川法違反の施設や設備について、行政代執行や監督処分をおこなった施設以外に、現在、事務手続として行政処分まで進んでいないものがあり、今後、撤去に向けた行政指導や行政処分を行うこととなる。別表2の「非公開理由」欄の\*6-1に のある非公開部分には、行政処分まで進んでいない施設や設備に関する指導経過や調査内容等が含まれており、それらが公にされると、当該関係者から任意の証拠書類の提出や証言等が得られなくなることが想定され、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。」と主張する。

確かに、具体的に任意の証拠書類の提出や証言を得ることが進められていることがその内容からうかがわれる部分（文書94、95、97、98、99、108、109）や大小6施設とは無関係の施設名等の部分（文書23、39、72）については、公にすることにより当該漁協関係者から任意の協力を今後得られなくなるおそれが認められる。

したがって、これらの部分は条例第6条第6号に該当するものと認められる。

しかし、実施機関が主張する「行政処分まで進んでいない」という理由だけでは、「任意の協力が得られなくなる」というおそれの程度は抽象的な可能性でしかなく、上記の部分以外の部分は条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

イ 別表2の「非公開理由」欄の\*6-2に のある非公開部分について

実施機関は、「養魚池については、平成 21 年 3 月 23 日、滋賀県は河川占用の廃止を行った米原市に対し、河川法第 75 条による河川管理者の監督処分（行政処分）を行い、河川を原状に回復することを命じたところ、米原市は平成 21 年 5 月 7 日、国土交通大臣に対し監督処分の取り消しを求める審査請求をおこなった。現在も国土交通省において審査中であり、裁決において取り消しが認められなかった場合には、新たに裁判所において争訟が提起される可能性が極めて高いことや、また一方取り消しが認められた裁決の場合には、新たに他の関係者を対象者として、原状回復を命ずる監督処分をすることになるなど、当該処分が原状回復の負担を命ずる性質上、指導内容等（別表 2 の「非公開理由」欄の \* 6 - 2 に のある非公開部分）が公にされることにより、当該関係者から任意の証拠書類の提出や証言等が得られなくなることが想定されるという支障が生じるため、争訟に係る事務に関し、滋賀県の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。」と主張する。

しかし、条例第 6 条第 6 号イに規定される「争訟に係る事務」とは、現在提起され、または提起されることが想定されている争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などの事務を指すものであり、行政処分が行われる過程において、当該処分の適正を保持するために作成または取得された文書は、これらが後日当該行政処分に対する争訟において証拠として提出されることがあり得るとしても、争訟に係る事務に関するものと言うことはできない。

実施機関が条例第 6 条第 6 号イに該当することを理由として非公開とする部分を見分したところ、監督処分に対して米原市が提起した審査請求についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などの事務に関する記述は見受けられない。

したがって、別表 2 の「非公開理由」欄の \* 6 - 2 に のある非公開部分は、条例第 6 条第 6 号イに該当するものとは認められない。

## 5 結論

以上のことから、本件対象公文書について、別表 1 の「公開すべき部分」欄に記載した部分は、条例第 6 条第 1 号、第 2 号および第 6 号のいずれにも該当せず、公開すべきであるが、その余の部分は、同条第 1 号、第 2 号および第 6 号に該当すると認められるので、非公開としたことは妥当である。

よって「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第 6 付言（理由付記等について）

異議申立人は、理由付記について何ら異議も意見も述べていないが、本件処分における公文書一部公開決定通知書には、非公開理由として条例第 6 条第 1 号、第 2 号、第 6 号に該当する旨だけが記載されている。これだけでは、非公開部分がなぜ条例第 6 条各号に該当するのか、具体的な理由が明らかではない。さらに、実施機関はこの理由付記の内容を一部訂正している。

理由付記の制度は、条例第 10 条第 3 項により、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を公

開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由が、原則として当該決定を通知する書面の記載から知り得るものでなければならない。このことからすれば、本件処分における理由付記は、条例第10条第3項の趣旨に照らし不備があるものと言わざるを得ない。

実施機関においては、今後、理由付記制度の趣旨を踏まえ、公文書一部公開決定または公文書非公開決定を行うに際しては、根拠条文を正確に示すことは当然のこと、併せてその根拠条文を適用する理由をも適切に付記することを徹底すべきである。

また、文書によって公開・非公開の判断に不統一が見受けられる。

今後は、このようなことがないように、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

## 第7 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	調 査 審 議 の 内 容
平成23年6月15日	・実施機関から諮問を受けた。
平成23年7月29日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年10月3日 (第195回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成23年11月7日 (第196回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成23年11月21日 (第197回審査会)	・事案の審議を行った。
平成23年12月21日 (第198回審査会)	・事案の審議を行った。
平成24年1月16日 (第199回審査会)	・事案の審議を行った。 ・答申案の審議を行った。
平成24年2月6日 (第200回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表1

注1:頁は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁である。

注2:該当号数欄の数字は、実施機関が非公開とした部分の非公開理由(条例6条各号)である。

	頁	非公開とされた部分 (実施機関が理由説明書で用いた表記)	左の部分 がある頁	該当 号数	公開すべき部分
文書1	1~2	漁協関係者の氏名 今後の対応方針等の内容	1 1~2	1 2	枠内の3行目で非公開とされた1人目の氏名・役職名および2人目の役職名 1頁で非公開とされた部分の1~4,7~9行目、2頁の15,32行目
文書2	3~4	参加者名(県職員を除く)、発言 内容(日時、場所等を除く)	3 3~4	1 2	「参加者」で非公開とされた部分(9~12文字目を除く) 「4 概要」で非公開とされた部分のうち見出しおよび発言者名の部分、4頁の最終行
	5	漁協組合長の氏名	5	1	組合長の氏名
		漁協組合長の印影	5	2	-
		工事請負人名およびその印影	5	2	-
	6	-	-	-	-
7~8	-	-	-	-	
文書3	9~10	参加者名(県市職員を除く)、発言 内容(日時、場所等を除く)	9 9~10	1 2	「参加者」で非公開とされた部分(9~12文字目を除く) 9頁の「参加者」以外で非公開とされた部分の1行目、4行目以下の見出しおよび発言者名、 10頁の発言者名および下から8行目
	11~12	参加者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	11 11~12	1 2	「参加者」で非公開とされた部分(7,8文字目を除く) 11頁の「参加者」以外で非公開とされた部分の1,2,7,10~12,19行目、12頁の3,13,24行目
13		内容(表題等を除く)	13	2	非公開とされた部分の1,7~9行目
文書5	14~27	これまでの指導、警告、監督処分等の経過 (年月日を除く)	20~22	1,2	非公開とされた部分すべて
文書6	28	漁協関係者の氏名	28	1	「相手方」で非公開とされた部分(9~12文字目を除く)
		内容(日時、場所等を除く)	28	2	「相手方」以外で非公開とされた部分の1~11,23~26行目
文書7	29~30	-	-	-	-
	31	-	-	-	-
	32	漁協役員の氏名・住所・連絡先等	32	1	個人(職員を除く)の氏名・住所・電話番号以外の部分
	33	-	-	-	-
	34~35	-	-	-	-
	36~38	全部	36~38	1	個人の氏名(組合長名を除く)・住所・年齢・印影以外の部分
	39~40	内容(発番・年月日等を除く)	39~40	1	「3」の氏名・住所以外の部分
	41~47	内容(供覧欄を除く)	41~47	1	41頁で非公開とされた部分(2行目の3~5文字目を除く)
	48~49	-	-	-	-
	50	-	-	-	-
51~53	-	-	-	-	
文書8	54~81	これまでの指導、警告、監督処分等の経過 (年月日を除く)	61~62	1,2	非公開とされた部分すべて
		行政代執行の立会事業者の担当欄	69	1	「1 電気」で非公開とされた部分(1,2文字目を除く)、「2 水道」で非公開とされた部分すべて、 「3 ガス」で非公開とされた部分(1~4文字目を除く)
		欄外記載	70	1	非公開とされた部分(1行目の個人の氏名、8行目の4~7文字目を除く)
文書9	82	参加者名(県職員、市議を除く)	82	1	「3 参加者」の1人目
		内容(日時、場所等を除く)	82	2	「4 概要」の1行目、5,11,13,17,23行目の発言者名
文書10	83	内容(年月日、時間を除く)	83	1,2	「15」の2行目の4~6,24~32文字目、3行目以下の発言者名
文書11	84~95	内容(協議年月日等を除く) H14.11.22,H15.5.8,H15.5.22分は公開	84~95	1,2	「1」の1行目で非公開とされた部分(5~8文字目を除く)、3行目(6~9文字目を除く)、4行目以下の発言者名、「3」の1行目で非公開とされた部分(1~4文字目を除く)、2行目以下の発言者名、「4」の1,2行目で非公開とされた部分、3行目以下の発言者名、「5」、「6」の発言者名、「7」で非公開とされた部分、「8」の6~8行目、「9」の1~3行目(1,2行目で非公開とされた部分の1~4文字目を除く)、「12」の1行目で非公開とされた部分の5~7文字目、2行目で非公開とされた部分の5~10文字目、3行目以下の発言者名(「出席者」の1人目を除く)、「13」の1行目で非公開とされた部分の5~8,13~15文字目、2行目以下の発言者名(個人の氏名を除く)、「14」の2行目(6~8文字目を除く)、3行目以下の発言者名(個人の氏名を除く)、90頁の11行目(6~9文字目を除く)、「15」の2行目の4~6,24~32文字目、3行目以下の発言者名、91頁の19行目(6文字目を除く)、「16」の3行目、「17」の発言者名、「18」で非公開とされた部分(15行目の3~33文字目を除く)、「20」の2行目(1~4文字目を除く)、93頁の発言者名(1,5,10行目のものを除く)、「21」、「22」、「23」の発言者名(個人の氏名を除く)。
文書12	96~97	出席者名(県町職員を除く)	96	1	「出席者」で非公開とされた部分(7,8,12,13文字目を除く)
		内容(日時を除く)	96~97	2,6	96頁の表題の下の5行目、96,97頁の発言者名(「出席者」の2,3人目を除く)、97頁の18,26行目で非公開とされた部分
文書13	98~99	出席者名(県町職員を除く) 内容(日時を除く)	98 98~99	1 2,6	「出席者」で非公開とされた部分(7,8,12,13文字目を除く) 98頁の表題の下の5行目、98,99頁の発言者名(「出席者」の2,3人目を除く)、 99頁の10,18,25,33行目で非公開とされた部分
文書14	100~101	出席者名(県町職員を除く)	100~101	1	100頁の「出席者」で非公開とされた部分(7,8,12,13文字目を除く)
		内容(日時を除く)	100~101	2	・100頁の14,15,17,18,21,23,27,30,35行目の発言者名および表題の下の5~13,19,29,32,33行目 ・101頁の1,3,10,12,16,18行目の発言者名および6,9,14,17行目
文書15	102~106	-	-	-	-
文書16	107	出席者名(県町職員を除く)	107	1	出席者名(発言者名を含む)で非公開とされた部分すべて
		内容	107	2	2行目(11,12文字目を除く)および下から4行目
文書17	108	出席者名(県町職員を除く)	108	1	1行目で非公開とされた部分
		内容	108	2	表題の下の1,10行目
文書18	109~110	県の相手方	109	1	指導経過 の2行目で非公開とされた部分
		指導経過(日時を除く)	109~110	2,6	109頁の 指導経過 の3行目以下で非公開とされた発言者名、110頁の1行目
文書19	111	個人の氏名、組合との関係、連絡先	111	1	表題の下の7~9,18行目で非公開とされた部分
文書20	112~113	出席者名(県町職員を除く)	112	1	「3 出席者」で非公開とされた部分の5~18文字目
		内容(日時、場所等を除く)	112~113	2	112頁の表題の下の9,10行目および112,113頁の発言者名(県職員のものに限る)
文書21	114	協議者名(県職員を除く)	114	1	表題の下の6行目(15,16文字目を除く)
		内容(日時等を除く)	114	2	表題の下の1,2,5,7,8,13行目および9行目以下の発言者名
文書22	115	個人名(県市職員を除く)	115	1	下から5行目の6~13文字目、12行目の6~10文字目

別表1

注1:頁は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁である。  
 注2:該当号数欄の数字は、実施機関が非公開とした部分の非公開理由(条例6条各号)である。

	頁	非公開とされた部分 (実施機関が理由説明書で用いた表記)	左の部分 がある頁	該当 号数	公開すべき部分
文書23	116~117	出席者名(県職員を除く)	116	1	出席者,で非公開とされた部分の1~16文字目
		内容(日時、場所等を除く)	116~117	2.6	・116頁の表題の下の1行目(19,20文字目を除く)、2,8行目、10~24行目の発言者名、25行目、26,28行目の発言者名 ・117頁の6行目および2,5,7,9,12,13行目の発言者名
文書24	118	協議者名(県職員を除く)	118	1.2	表題の下の1,3,14行目で非公開とされた部分
文書25	119~120	出席者名(県職員を除く)	119	1	2出席者,のうち非公開とされた部分すべて
		内容(日時等を除く)	119~120	2.6	・119頁の表題の下の1,2,6,7,15~25行目 ・120頁の1~5,10,17行目
文書26	121	協議者名(県職員を除く)	121	1	非公開とされた部分すべて
文書27	122	協議者名(県職員を除く)	122	1	2協議者,のうち非公開とされた部分すべて
		内容(日時等を除く)	122	2	122頁の表題の下の1~3,6~8,11,14行目
文書28	123~126	出席者名(県町職員を除く)	123	1	1出席者,の1行目の1~11,16~18,23~25,30~32文字目
		内容(日時等を除く)	123~126	2	・123頁の最下欄の7,8,14,15行目、16行目の1~5文字目、17,18行目、19行目の1,2文字目 ・124頁の欄外の日時、欄内の発言者名、欄内の15,22,36行目 ・125頁の欄外の日時、欄内の発言者名、欄内の18,19,35行目 ・126頁の欄外の日時、欄内の発言者名、欄内の13行目
文書29	127~141	協議者名(県町職員を除く)	127~141	1	1,の1行目で非公開とされた部分(5~8文字目を除く)、4行目(6~9文字目を除く)、5行目以下の発言者名、3,の1行目で非公開とされた部分(1~4文字目を除く)、2行目以下の発言者名、4,の1,2行目で非公開とされた部分、3行目以下の発言者名、5,、6,の発言者名、7,で非公開とされた部分、8,の6~8行目、9,の1~3行目(1,2行目で非公開とされた部分の2~5文字目を除く)、12,の1行目で非公開とされた部分の5~7文字目、2行目で非公開とされた部分の5~10文字目、3行目以下の発言者名(出席者,の1人目を除く)、13,の1行目で非公開とされた部分の5~8,13~15文字目、2行目以下の発言者名(個人の氏名を除く)、14,の2行目(6~8文字目を除く)、3行目以下の発言者名(個人の氏名を除く)、133頁の12行目(6~9文字目を除く)、15,の2行目の4~6,24~32文字目、3行目以下の発言者名、134頁の20行目(6文字目を除く)、16,の3行目、17,の2行目(1文字目を除く)、135頁の発言者名、18,で非公開とされた部分(15行目の3~33文字目を除く)、20,の2行目(1~4文字目を除く)、136頁の発言者名(1,5,10行目のものを除く)、21,の1行目で非公開とされた部分(1~4文字目を除く)、2行目以下の発言者名(個人の氏名を除く)、22,、23,、24,の発言者名(個人の氏名を除く)、25,の1行目で非公開とされた部分(1~4文字目を除く)、2行目以下の発言者名(個人の氏名を除く)、26,の発言者名、27,の1行目で非公開とされた部分(1~4文字目を除く)、2行目以下の発言者名(個人の氏名を除く)、28,、29,の発言者名(個人の氏名を除く)、30,の1行目で非公開とされた部分(1~4文字目を除く)、2行目以下の発言者名(個人の氏名を除く)。
		内容(協議年月日等を除く) H14.11.22,H15.05.8,H15.5.22分は公開	127~141	2	
文書30	142~143	全部	142~143	1.6	個人の氏名以外の部分
文書31	144~145	全部	144~145	1.6	個人の氏名以外の部分
文書32	146~150	個人名	149	1	-
		資料内容	148~149	2	・148頁の下から1行目の15~17文字目 ・149頁のうち次に掲げる部分以外の部分 「第1項目の表の左から5番目の欄」「第2項目の見出しの下の2,3,5~11行目、12および13行目の7,8文字目、14行目」「第3項目の個人名」
文書33	151~153	河川法条項、内容一部	153	2	下から1行目の15~17文字目
文書34	154	協議者名(県職員を除く)	154	1	「場所」の下の1行
		内容(日時、場所等を除く)	154	2	154頁の下から1,3,5,11,17行目の発言者名
文書35	155~156	-	-	-	-
文書36	157~159	-	-	-	-
文書37	160	立会人名	160	1	160頁の下から5行目(11,12文字目を除く)
	161	出席者名(県職員を除く)、立会人名	161	1	出席者,で非公開とされた部分(19~22文字目を除く)、[合意事項]および[申出事項]で非公開とされた部分、「立会人」で非公開とされた部分(1行目の11,12文字目を除く)
	162~163	立面図のうちの断面図	162	1	非公開とされた部分すべて
	164~167	屋号が写った写真	164~167	1	非公開とされた部分すべて
	168~169	立面図のうちの断面図	168	1	非公開とされた部分すべて
	170~177	屋号が写った写真	172~177	1	非公開とされた部分すべて
	178	-	-	-	-
	179	-	-	-	-
	180	-	-	-	-
文書38	181	立面図のうちの断面図	181	1	非公開とされた部分すべて
	182	全部	182	1	非公開とされた部分すべて
文書39	183	立会人名	183	1	183頁の下から7行目(11,12文字目を除く)
	184~185	内容(日時を除く)	184~185	1	・184頁の1行目、4行目(12,13文字目を除く)、7行目の1~4文字目、11行目の1~4文字目、17行目、20行目の1~4文字目、27,29,30行目 ・185頁の2,5,7行目、15行目の1~4文字目、17,19行目、20行目の1~4文字目
	186	-	-	-	-
	187	全部	187	1	非公開とされた部分すべて
	188	-	-	-	-
	189	全部	189	1	非公開とされた部分すべて
	193~203	屋内の写真	190~201	1	非公開とされた部分すべて
文書39	204	-	-	-	-
	205	全部	205	1	非公開とされた部分すべて
	206	-	-	-	-
	207~216	出席者(県市職員を除く) 内容(日時、場所を除く)	207~216	1 1.2,6	出席者,で非公開とされた部分の1~11文字目 左欄のうち表題、県職員の職氏名、市職員の職氏名、「出席者」で非公開とされた1人目 中欄の表題および右欄全体
文書40	217	配席図	217	1	207頁の出席者,1行目の2~6人目以外の部分
	218	協議者名(県職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	218	1 1.2	3協議者,で非公開とされた部分の1~11文字目 表題の下の3行、下から11行目
219~221	全部	219~221	2.6	219頁(白紙)	

別表1

注1:頁は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁である。  
 注2:該当号数欄の数字は、実施機関が非公開とした部分の非公開理由(条例6条各号)である。

	頁	非公開とされた部分 (実施機関が理由説明書で用いた表記)	左の部分 がある頁	該当 号数	公開すべき部分
文書41	222	個人名	222	1	個人の氏名以外の部分で非公開とされた部分
	223~224	-	-	-	-
	225~236	人物の写った写真	225~236	1	人物以外の部分
文書42	237	個人名	237	1	非公開とされた部分の1~8文字目
	238	-	-	-	-
文書43	239	出席者名(県市職員を除く)	239	1	非公開とされた部分すべて
	240~241	人物の写った写真	240	1	人物以外の部分
	242	-	-	-	-
	243~244	出席者名(県市職員を除く) 人物の写った写真	243 243	1 1	非公開とされた部分すべて 人物以外の部分
文書44	245	出席者名(県市職員を除く)	245	1	非公開とされた部分すべて
	246	-	-	-	-
	247	出席者名(県市職員を除く)	247	1	「出席者」の4行目、247頁の下から7行目(2~5文字目を除く)
	248~251	人物の写った写真	248~251	1	人物以外の部分
	252~253	出席者名(県市職員を除く) 人物の写った写真	252 252~253	1 1	「出席者」の3行目 人物以外の部分
文書45	254~256	協議者名(県職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	254 254~256	1 1,2,6	「1 協議者」で非公開とされた部分の1~11文字目 ・254頁の表題の下の2行(1行目の26~28文字目を除く)、下から19行目 ・254,255頁の発言者名(「1 協議者」の2人目を除く)
	257	個人の氏名(県市職員を除く)	257	1	-
文書46	257	個人の氏名(県市職員を除く)	257	1	-
文書47	258~260	-	-	-	-
文書48	261	-	-	-	-
	262	協議者名(県市職員を除く)	262	1	所属欄の1行目、氏名欄の1行目
	263	-	-	-	-
	264~271	内容(日時、場所等を除く)	264~271	1,2,6	264~269頁の発言者欄(262頁の2人目の個人の氏名を除く)および発言内容欄の発言部分以外すべて、270頁の1~4,7,11,12,22,26~28,30,32,33,35,37~39,41,43,44,46,49,50行目、271頁の1,4,5,7行目
	272	協議者名(県市職員を除く)	272	1	所属欄の1行目、氏名欄の1行目
	273	-	-	-	-
	274~297	屋内等の写真	283~288	1	非公開とされた部分すべて
文書49	298~302	一部の河川法条項 是正内容の一部	299 299	2 2	- -
	303~308	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	303 303~308	1 1,2,6	「出席者」で非公開とされた部分の1~11文字目 303~307頁の発言者名、308頁の1行目
文書51	309~310	協議者名(県職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	310 310	1 2,6	「1 協議者」で非公開とされた部分の1~11,16~20文字目 310頁の表題の下の1~3,8~10,13,16,19,21,22行目
	311~312	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	312 312	1 2	「3 出席者」の3,5行目 312頁の1~3,11,12,22,30,34~37行目
文書53	313~319	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	313 313~319	1 1,2,6	「出席者」で非公開とされた部分の1~9,12~16文字目 ・発言者欄のうち、県職員の職氏名、市職員の職氏名、「出席者」で非公開とされた1人目 ・発言内容欄のうち、発言部分以外すべて
	320	-	-	-	-
	321	出席者名(県市職員を除く)	321	1	非公開とされた部分のうち2行目
文書54	322~324	-	-	-	-
文書55	325~327	-	-	-	-
文書56	328~331	-	-	-	-
文書57	332	立会人名	332	1	非公開とされた部分すべて
	333~336	全部	333~336	2,6	発言内容欄の発言部分以外すべて
	337	全部	337	1	非公開とされた部分すべて
	338	-	-	-	-
	339	全部	339	1	非公開とされた部分すべて
	340	-	-	-	-
	341~360	建物内部の写真	341~358	1	非公開とされた部分すべて
文書58	361~365	-	-	-	-
文書59	366~367	協議者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	366 366~367	1 1,2	「3 協議者」で非公開とされた部分の1~9文字目 ・366頁の表題の下の3行、下から20,21行目、発言者名 ・367頁の1,6行目、発言者名
	368	警告先(漁協、市を除く)	368	1	個人の氏名以外の部分
文書60	369~375	警告書(案)(漁協、市あてを除く)	370,371, 373,374	1	個人の氏名・住所以外の部分
	376	-	-	-	-
	377	全部	377	1	非公開とされた部分すべて
文書61	378~384	警告書(写)(漁協、市あてを除く)	379,380, 382,383	1	個人の氏名・住所以外の部分
	385~387	警告書交付先の個人名 場所の一部	385 385	1 1	- 「2 場所」のうち非公開とされた部分(13,14文字目を除く)
	388~389	概要の一部 受領者名(市を除く)	385~387 388~389	2 1	「3 概要」の下の15行目、16行目(13~15,24~26文字目を除く)、17行目の1~5文字目、 25行目以下の発言者名(個人の氏名および親族関係を除く) -
	390~391	出席者名(市職員を除く) 内容(とき、ところ等を除く)	390 390~391	1 1,2,6	「出席者」の1~4行目(4行目の5~8文字目を除く) ・390頁の1項目全体、2~4項目の発言者名、6項目の発言者名 ・391頁の2,4,7,8項目の発言者名および最終行

別表1

注1:頁は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁である。  
 注2:該当号数欄の数字は、実施機関が非公開とした部分の非公開理由(条例6条各号)である。

	頁	非公開とされた部分 (実施機関が理由説明書で用いた表記)	左の部分 がある頁	該当 号数	公開すべき部分
文書63	392~396	-	-		-
文書64	397~413	回議書一部	398	1	非公開とされた部分すべて
文書65	414	場所の一部	414	1	「2 場所」のうち非公開とされた部分すべて
		概要の一部	414	1	「3 概要」のうち非公開とされた部分(414頁の下から2行目の9,10文字目および40,41文字目、下から3行目の1,2文字目、下から4行目の1,2文字目および28,29文字目を除く)
文書66	415~416	受領者名(市を除く)	416	1	-
文書67	417~426	-	-		-
文書68	427	内容の一部	427	1	次に掲げる部分以外の部分 非公開部分の1行目の4~7文字目 非公開部分の2行目の1~3文字目 非公開部分の3行目以下に含まれる の個人名
文書68	428~429	場所の一部	428	1	「2 場所」のうち非公開とされた部分すべて
		概要の一部	428~429	1	・428頁の5行目で非公開とされた部分、14行目、15行目(11~19文字目を除く)、16行目(5,6文字目を除く)、17~24行目で非公開とされた部分、26行目で非公開とされた部分(38~41文字目を除く)、27行目で非公開とされた部分(7~10文字目を除く)、31行目、32行目で非公開とされた部分(36~39文字目を除く) ・429頁の非公開とされた部分(14行目の7,8文字目を除く)
	個人名(県市職員を除く)	428~429	1	-	
文書69	430~431	受領者名(市を除く)	431	1	-
文書69	432	相手方	432	1	「2 相手方」の1人目の団体名および役職名
文書70	433~434	来庁者名	433	1	2行目(1人目の氏名を除く)および5行目(1人目の氏名を除く)
文書71	433~434	内容(日時、場所等を除く)	433~434	1,2	発言者名(433頁の「2 来庁者」の1人目を除く)
	435~437	出席者名(県市職員を除く)	435	1	「3 出席者」の3行目(1,2,4人目の氏名を除く)
文書71	438	出席者名(県市職員を除く)	438	1	見出しおよび発言者名(「3 出席者」の3行目の1,2,4人目を除く)
	439~440	内容(日時、場所等を除く)	439~440	1,2,6	機関名欄の6~10段目(9段目を除く)、出席者欄の6段目
文書72	439~440	内容(日時、場所等を除く)	439~440	1,2,6	439頁の7行目(1人目の氏名を除く)および9行目、439,440頁の発言者名(439頁の7行目の1人目を除く)
文書73	441~446	-	-		-
文書74	447~450	-	-		-
文書75	451~453	-	-		-
文書76	454~455	-	-		-
文書77	456	-	-		-
文書78	457	個人の氏名、場所	457	1	非公開とされた部分すべて
	458	全部	458	6	表題から上の部分(当該漁協の印影を除く)
文書79	459	メモ部分	459	1	メモ部分(2行目の括弧内および3行目の1,2文字目を除く)
文書80	460~461	相手方	460	1	相手方
	462	内容(日時、場所等を除く)	460~461	2	表題の下の13~17行目、460,461頁の発言者名
	463	メモ部分	462	1	メモ部分
文書81	464~467	-	-		-
文書82	468~469	出席者名(県職員を除く)	468	1	「3 出席者」の2人目の氏名以外の部分
文書83	468~469	内容(日時を除く)	468~469	1,2,6	見出しおよび発言者名(「2 出席者」の2人目を除く)
	470~480	出席者名(県職員を除く)	470	1	「3 出席者」の2人目の氏名以外の部分
文書84	470~480	内容(日時、場所等を除く)	470~480	1,2	見出しおよび発言者名(470頁の7行目の出席者を除く)
	481~504	相手方	481	1	相手方
文書85	482~504	全部	482~504	1,2,6	482頁の1行目、482~503頁の左欄、483頁の右欄の18~43行目(26行目を除く)、504頁
文書86	505~511	-	-		-
文書87	512~513	-	-		-
文書87	514~515	参加者名(県職員を除く)	514	1	「3 参加者」の2人目の氏名以外の部分
	514~515	内容(日時、場所等を除く)	514~515	1,2	514頁の6行目、514,515頁の見出しおよび発言者名、515頁の最終行
文書88	516~519	出席者名(県職員を除く)	516	1	「3 出席者」の2人目の氏名以外の部分
	516~519	内容(日時、場所等を除く)	516~519	1,2	発言者名(516頁の7行目の出席者を除く)
文書89	520~523	-	-		-
文書90	524~525	-	-		-
文書91	526~530	出席者名(県市職員を除く)	526	1	「3 出席者」で非公開とされた部分すべて
文書92	526~530	内容(日時、場所等を除く)	526~530	1,2	526~528頁の見出しおよび発言者名、529頁の1,2行目、「3 参加者」のうち2人目の氏名以外の部分、529,530頁の見出しおよび発言者名
	531~533	-	-		-
文書93	534~536	-	-		-
文書94	537~539	全部	537~539	1,2,6	-
文書95	540~549	全部	540~549	1,2,6	-
文書96	550	-	-		-
	551~552	-	-		-
	553	-	-		-
	554	全部	554	1,2	1行目
文書97	555	全部	555	1,2	表題から上の部分(当該漁協の印影を除く)
文書97	556~563	全部	556~563	1,2,6	-
文書98	564~575	施設別スケジュール(やな・蓄養池を除く)	571	6	-
文書99	576~588	施設別スケジュール(やな・蓄養池を除く)	583	6	-
	589	-	-		-
文書100	590~591	-	-		-
	592	-	-		-
文書101	593~604	-	-		-
文書102	605~617	-	-		-

別表1

注1: 頁は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁である。

注2: 該当号数欄の数字は、実施機関が非公開とした部分の非公開理由(条例6条各号)である。

	頁	非公開とされた部分 (実施機関が理由説明書で用いた表記)	左の部分 がある頁	該当 号数	公開すべき部分
文書103	618	内容(日時等を除く)	618	1,2	3,6,11,15,17,19,21,23,25,27行目
文書104	619~624	出席者名(県職員を除く)	619	1	'3 相手方'の2人目および3人目の氏名(親族関係を含む)以外の部分
		内容(日時、場所等を除く)	619~624	1,2	619頁の15行目、619~624頁の発言者名(619頁の7,8行目の相手方を除く)
文書105	625~626	出席者名(県職員を除く)	625	1	'参加者'の2人目の氏名以外の部分
		内容(日時、場所等を除く)	625~626	2	625~626頁の見出しおよび発言者名
文書106	627~632	出席者名(県職員を除く)	627	1	'3 出席者'の2人目の氏名以外の部分
		内容(日時、場所等を除く)	627~632	1,2	627頁の13~15行目、627~631頁の発言者名(627頁の7行目の出席者を除く)、631頁の最終行、632頁全部
文書107	633	内容(日時等を除く)	633	1	職員名
	634~638	-	-	-	-
文書108	639~642	全部	639~642	1,2,6	-
文書109	643~649	全部	643~649	1,2,6	-

別表2 非公開理由欄：\*1=条例第6条第1号該当 \*2-1、2-2=条例第6条第2号該当 \*6-1、6-2=条例第6条第6号該当(なお、非公開理由は理由説明書による訂正後のもの)  
注：頁は、審議用提出された本件対象公文書の通し頁である。

文書名(は協議などの実施日)	頁	非公開部分	左の部分がある頁	非公開理由				
				*1	*2-1	*2-2	*6-1	*6-2
文書1 復命書(一級河川天野川におけるA漁業協同組合施設に係る河川法違反について) H18.1.19	復命書本文	1-2	漁協関係者の氏名 今後の対応方針等の内容	1 1-2				
文書2 復命書(A漁協役員に対する 蓄養池の所有権および撤去の意思について最終確認した結果) H22.7.16	復命書本文	3-4	参加者名(県職員を除く)、発言 内容(日時、場所等を除く)	3 3-4				
	添付書類:工事請負契約書(蓄養池工事、昭和51年)の写[写]	5	漁協組合長の氏名 漁協組合長の印影 工事請負人名およびその印影 請負金額	5 5 5 5				
	添付書類:蓄養池利用管理規程[写]	6	-	-				
	添付書類:河川法第24条の許可に係る不許可通知(平成22年9月9日)[写]	7-8	-	-				
	復命書(A漁協役員に対して9月14日付で長浜土木が発した警告書の内容について米原市職員同席の上で説明を行った結果) H22.9.22	復命書本文	9-10	参加者名(県職員を除く)、発言 内容(日時、場所等を除く)	9 9-10			
文書3 復命書(H22.11.2付・A漁協との協議結果について) H22.11.1	復命書本文	11-12	参加者名(県職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	11 11-12				
	参考資料:A漁協の話し合いの要請に対して(平成22年10月29日)	13	内容(表題等を除く)	13				
文書4 回議書(H22.11.25起案:行政代執行の決定および戒告の実施について)	回議書(一式)	14-27	これまでの指導、警告、監督処分等の経過(年月日を除く)	20-22				
文書5 復命書(天野川河川法違反・A漁協への戒告について) H22.11.26	復命書本文	28	漁協関係者の氏名 内容(日時、場所等を除く)	28 28				
	回議書(録)	29-30	-	-				
	行政代執行法による戒告について(案)	31	-	-				
	FAX	32	漁協役員の氏名・住所・連絡先等	32				
	戒告書[写]	33	-	-				
	位置図・配置図	34-35	-	-				
	添付資料	36-38	全部	36-38				
	米原市長あて文書(滋長土管第434号)	39-40	内容(発言、年月日等を除く)	39-40				
	住民票等	41-47	内容(供覧欄を除く)	41-47				
	写真	48-49	-	-				
封筒[写]	50	-	-					
位置図・配置図	51-53	-	-					
文書6 回議書(H22.12.27起案:代執行令書の通知について)	回議書(一式)	54-81	これまでの指導、警告、監督処分等の経過(年月日を除く) 行政代執行の立会事業者の担当欄 欄外記載	61-62 69 70				
	復命書本文	82	参加者名(県職員、市議を除く) 内容(日時、場所等を除く)	82 82				
文書7 復命書(A漁協関係者の要請について) H23.2.3	復命書本文	83	内容(年月日、時間を除く)	83				
文書8 (組合員代理人との協議) H15.7.31		84-95	内容(協議年月日等を除く) H14.11.21~H15.10.10	84-95				
文書9 (A漁協との交渉経過等) H15.10.15		96-97	出席者名(県町職員を除く) 内容(日時を除く)	96 96-97				
文書10 (A漁協との協議経過について) H16.11.18~H16.12.6		98-99	出席者名(県町職員を除く) 内容(日時を除く)	98 98-99				
文書11 (A漁協との協議経過について) H16.11.18~H17.1.13		100-101	出席者名(県町職員を除く) 内容(日時を除く)	100-101 100-101				
文書12 (A漁協への現地(倉庫)指導について) H17.1.28		102-106	-	-				
文書13 回議書(H16.2.13起案:一級河川天野川河川敷地占用物件等の立入調査について)	回議書(一式)	107	出席者名(県町職員を除く) 内容	107 107				
文書14 (天野川河川敷地占用取扱いについて) H16.3.31		108	出席者名(県町職員を除く) 内容	108 108				
文書15 (天野川「やな」漁具関連施設)について H16.4.26		109-110	県の相手方 指導経過(日時を除く)	109 109-110				
文書16 (ヤナの撤去について(天の川)) H17.9.6		111	個人の氏名、組合との関係、連絡先	111				
文書17 A漁業協同組合協議経過書 H18.2.23-24		112-113	出席者名(県町職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	112 112-113				
文書18 A漁業協同組合に関する要望 H18.7.11		114	協議者名(県職員を除く) 内容(日時等を除く)	114 114				
文書19 A漁業協同組合について H19.2.26		115	個人名(県職員を除く) 出席者名(県職員を除く)	115 109				
文書20 A漁業協同組合について H19.2.27		116-117	出席者名(県職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	116-117 116-117				
文書21 A漁業協同組合について H18.10.16		118	協議者名(県職員を除く)	118				
文書22 天野川河川敷地占用について H18.7.18		119	出席者名(県職員を除く) 内容(日時等を除く)	119 119-120				
文書23 A漁業協同組合について H18.9.21		121	協議者名(県職員を除く)	121				
文書24 A漁業協同組合について H19.2.20		122	協議者名(県職員を除く) 内容(日時等を除く)	122 122				
文書25 復命書(H16.2.27付・天野川(米原町地先)A漁協関連施設現地調査) H16.2.24		123-126	出席者名(県町職員を除く) 内容(日時等を除く)	123 123-126				
文書26 A漁協との交渉経過等(H15.12.22) H14.11.21~H15.12.19		127-141	協議者名(県町職員を除く) 内容(協議年月日等を除く) H14.11.22.H15.5.8.H15.5.22分は公開	127-141 127-141				
文書27 回議書(H15.11.25起案:河川法違反行為の是正について)		142-143	全部	142-143				
文書28 回議書(H15.7.18起案:河川法違反行為の是正について)		144-145	全部	144-145				
文書29 回議書(H15.7.18起案:河川法違反行為の是正について)	是正通知、添付資料	146-150	個人名 資料内容	149 148-149				
文書30 回議書(H15.11.25起案:河川法違反行為の是正について)		151-153	河川法条項、内容一部	153				
文書31 河川法第27条許可申請書および是正指導について H19.2.22		154	協議者名(県職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	154 154				
文書32 回議書(H19.6.7起案:一級河川天野川河川敷地占用物件の立入調査について)		155-156	-	-				
文書33 回議書(H19.6.14起案:一級河川琵琶湖、天野川河川敷地ならびに保全区域内に建設されている施設の所有者の特定について(通知))		157-159	-	-				

別表2 非公開理由欄：\*1=条例第6条第1号該当 \*2-1、2-2=条例第6条第2号該当 \*6-1、6-2=条例第6条第6号該当(なお、非公開理由は理由説明書による訂正後のもの)  
注：頁は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁である。

文書名(は協議などの実施日)	頁	非公開部分	左の部分 がある頁	非公開理由					
				*1	*2-1	*2-2	*6-1	*6-2	
文書37 河川敷地占用物件の立入調査(屋外調査)の実施について	鑑	160	立会人名	160					
	河川敷地占用物件の立入調査について	161	出席者名(県職員を除く)、立会人名	161					
	立面図	162-163	立面図のうちの断面図	162					
	写真	164-167	屋号が写った写真	164-167					
	立面図	168-169	立面図のうちの断面図	168					
	写真	170-177	屋号が写った写真	172-177					
	占用面積丈量図	178	-	-					
	手書きの図	179	-	-					
	平面図	180	-	-					
	立面図	181	立面図のうちの断面図	181					
建物平面図	182	全部	182						
文書38 河川敷地占用物件の立入調査(屋内調査)の実施について	鑑	183	立会人名	183					
	A漁協占用物件調査結果	184-185	内容(日時を除く)	184-185					
	平面図	186	-	-					
	建物平面図	187	全部	187					
	平面図	188	-	-					
	建物平面図	189	全部	189					
	写真	193-203	屋内の写真	190-201					
	平面図	204	-	-					
	建物平面図	205	全部	205					
	回議書(鑑)	206	-	-					
文書39 回議書(H19.6.26起案・市およびA漁業協同組合との協議記録について)	A漁業組合協議記録	207-216	出席者(県市職員を除く) 内容(日時、場所を除く)	207					
	席順	217	配席図	217					
			協議者名(県職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	218					
文書40 A漁業協同組合との協議について H19.6.27	鑑	218	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	218					
	添付資料	219-221	全部	219-221					
文書41 ヤナの糞の撤去について H19.7.12	鑑	222	個人名	222					
	水位雨量	223-224	-	-					
	写真	225-236	人物の写った写真	225-236					
文書42 ヤナの糞の撤去について H19.7.17	鑑	237	個人名	237					
	写真	238	-	-					
		239	出席者名(県市職員を除く)	239					
文書43 ヤナの糞の撤去について H19.7.14	写真	240-241	人物の写った写真	240					
	水位雨量	242	-	-					
	ヤナの糞の撤去について	243-244	出席者名(県市職員を除く) 人物の写った写真	243					
		243	出席者名(県市職員を除く)	243					
文書44 ヤナの糞の撤去について H19.7.13	鑑	245	出席者名(県市職員を除く)	245					
	写真	246	-	-					
	えりの糞の撤去について	247	出席者名(県市職員を除く)	247					
	写真	248-251	人物の写った写真	248-251					
	やなの糞の撤去について	252-253	出席者名(県市職員を除く) 人物の写った写真	252-253					
文書45 A漁業協同組合について H19.7.6		254-256	協議者名(県職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	254					
文書46 米原市との協議概要 -H19.7.11		257	個人(の)氏名(県市職員を除く)	257					
文書47 回議書(H19.7.10起案・河川敷地不法占用物件の立ち入りについて(通知))	回議書(一式)	258-260	-	-					
	回議書(鑑)	261	-	-					
文書48 回議書(H19.7.23起案・A漁業協同組合に対する現況調査について(復命))	協議者名簿	262	協議者名(県市職員を除く)	262					
	平面図・断面図	263	-	-					
	A漁業組合協議記録	264-271	内容(日時、場所を除く)	264-271					
	協議者名簿	272	協議者名(県市職員を除く)	272					
	平面図・断面図	273	-	-					
文書49 回議書(H19.8.9起案・河川法違反行為の是正について)	写真	274-297	屋内等の写真	283-288					
	回議書(一式)	298-302	一部の河川法条項 是正内容の一部	299					
文書50 漁業倉庫等の是正について H19.8.24		303-308	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	303-308					
	協議者名(県市職員を除く)	310							
文書51 回議書(H19.6.6起案・A漁業協同組合との協議について)	回議書(一式)	309-310	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	310					
		311-312	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	312					
文書52 回議書(H19.5.29起案・A漁業協同組合との協議について)	回議書(一式)	311-312	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	312					
		313-319	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	313					
	議事録	313-319	出席者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	313-319					
文書53 A漁業協同組合協議記録 H19.10.12	出席者名簿(県市職員)	320	-	-					
	座席表	321	出席者名(県市職員を除く)	321					
文書54 回議書(H19.10.18起案・河川法違反行為の是正について)	回議書(一式)	322-324	-	-					
文書55 回議書(H19.10.30起案・河川法違反行為に対する是正指導について)	回議書(一式)	325-327	-	-					
文書56 回議書(H19.11.13起案・河川法違反行為の是正状況確認について)	回議書(一式)	328-331	-	-					
文書57 河川敷地占用物件の立入調査の実施について H19.11.20	鑑	332	立会人名	332					
	A漁業組合協議記録	333-336	全部	333-336					
	建物平面図	337	全部	337					
	平面図・断面図	338	-	-					
	建物平面図	339	全部	339					
	平面図・断面図	340	-	-					
	写真	341-360	建物内部の写真	341-358					
文書58 回議書(H19.12.25起案・河川法違反行為に対する是正指導について)	回議書(一式)	361-365	-	-					
文書59 A漁業協同組合からの聴き取りについて H20.2.25		366-367	協議者名(県市職員を除く) 内容(日時、場所等を除く)	366					
	回議書(鑑)	368	警告先(漁協、市を除く)	368					
文書60 回議書(H20.10.28起案・河川法第24条および第26条違反の警告書について)	警告書(案)	369-375	警告書(案)(漁協、市あてを除く)	370.371, 373.374					
	平面図	376	-	-					
	建物平面図	377	全部	377					
	警告書(写)	378-384	警告書(写)(漁協、市あてを除く)	379.380, 382.383					
	復命書本文	385-387	警告書交付先の個人名 場所の一部	385					
文書61 米原市、A漁協組合長、への警告書手渡し時の復命 H20.10.31		388-389	概要の一部	385-387					
	受領書	388-389	受領者名(市を除く)	388-389					
文書62 A漁業組合の河川法違反に対する協議 H20.11.17		390-391	出席者名(市職員を除く) 内容(とき、ところ等を除く)	390					

別表2 非公開理由欄: \*1 = 条例第6条第1号該当 \*2-1、2-2 = 条例第6条第2号該当 \*6-1、6-2 = 条例第6条第6号該当 (なお、非公開理由は理由説明書による訂正後のもの)  
注: 頁は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁である。

文書名(は協議などの実施日)	頁	非公開部分	左の部分がある頁	非公開理由				
				*1	*2-1	*2-2	*6-1	*6-2
文書63 回議書(H20.12.4起案・河川法第24条および第26条違反の警告書について)	392-396	-	-					
文書64 回議書(H21.2.23起案・河川法違反に係る弁明通知書の送付について)	397-413	回議書(一式)	398					
文書65 米原市、A漁協組合長への弁明通知書手渡し時の復命 H21.3.9	414	復命書本文	414					
	415-416	受領書	416					
文書66 回議書(H21.3.16起案・河川法違反に係る監督処分の実施について)	417-426	回議書(一式)	-					
文書67 (メモ)	427	内容の一部	427					
	428	場所の一部	428					
文書68 米原市、A漁協組合長への弁明通知書手渡し時の復命 H21.3.23	428-429	復命書本文	428-429					
	428-429	個人名(県市職員を除く)	428-429					
文書69 A漁業協同組合来庁 H21.5.28	430-431	受領書	431					
	432	相手方	432					
文書70 [A漁協(天野川)不法占用について] A漁協の復命 H21.7.1	433-434	復命書本文	433					
	433-434	来庁者名	433					
文書71 [A漁協(天野川)不法占用について] 米原市、A漁協との協議に関する復命 H21.7.8	435-437	復命書本文	435					
	435-437	出席者名(県市職員を除く)	435-437					
文書72 [A漁協(天野川)不法占用について] 米原市、A漁協との協議に関する復命 H21.9.30	438	出席者名簿	438					
	439-440	復命書本文	439-440					
文書73 回議書(H22.3.16起案・河川占用期間満了に伴う更新手続きについて)	441-446	回議書(一式)	-					
文書74 回議書(H22.5.7起案・指示書の交付について)	447-450	回議書(一式)	-					
文書75 回議書(H22.5.7起案・警告書の交付について)	451-453	回議書(一式)	-					
文書76 指示書、回答書様式(H22.5.7付)	454-455	-	-					
文書77 警告書(H22.5.7付)	456	-	-					
文書78 事務連絡(H22.5.7付)	457	事務連絡	457					
	458	回答書	458					
文書79 指示書(H22.5.17付)	459	メモ部分	459					
文書80 不法占用是正指導(A漁協ヤナ使用)(H22.5.24)	460-461	(概要書)	460					
	462	(指示書)	462					
	463	(回答書(案))	-					
文書81 回議書(H22.6起案・A漁業組合の河川法違反における指示書の交付について)	464-467	回議書(一式)	-					
文書82 (復命書) H22.6.2	468-469	出席者名(県職員を除く)	468					
	468-469	内容(日時を除く)	468-469					
文書83 (復命書) H22.7.2	470-480	復命書本文	470					
	470-480	出席者名(県職員を除く)	470-480					
文書84 (復命書・蓄養池警告) H22.7.5	481-504	表紙	481					
文書85 (復命書・やな蓄養池について) H22.7.6	482-504	本文	482-504					
	481	相手方	481					
文書86 (復命書・やなについて) H22.7.7	482-504	表紙および本文	-					
文書87 (復命書) H22.7.16	514-515	復命書本文	514					
文書88 (復命書) H22.9.10	514-515	参加者名(県職員を除く)	514					
	514-515	内容(日時、場所等を除く)	514-515					
文書89 回議書(H22.9.14起案・河川法第77条第1項に基づく警告) H22.9.14	516-519	復命書本文	516					
文書90 回議書(H22.9.14起案・河川法第77条第1項に基づく警告) H22.9.14	516-519	出席者名(県職員を除く)	516-519					
	516-519	内容(日時、場所等を除く)	516-519					
文書91 (復命書) H22.9.22	524-525	警告書(平面図付)	-					
文書92 回議書(H22.9.22起案・A漁業組合の河川法違反における指示書(立て看板)の交付について)	526-530	復命書本文	526					
	526-530	内容(日時、場所等を除く)	526-530					
文書93 回議書(H22.9.22起案・A漁業組合の河川法違反における警告書(立て看板)の交付について)	531-533	回議書(一式)	-					
文書94 非公開	534-536	回議書(一式)	-					
文書95 非公開	537-539	全部	537-539					
文書96 A漁業協同組合への支援について(回答)(H22.10.8付)	540-549	全部	540-549					
	550	回答書(写)	-					
	551-552	回議書(鑑・伺い)	-					
	553	回答書(案)	-					
	554	(添付資料)	554					
文書97 非公開	555	全部	555					
文書98 回議書(H22.10.13起案・河川法違反に係る弁明通知書の送付について(蓄養池))	556-563	全部	556-563					
文書99 回議書(H22.10.13起案・河川法違反に係る弁明通知書の送付について(やな))	564-575	回議書(一式)	564-575					
	576-588	回議書(一式)	576-588					
文書100 弁明書提出期限等変更申出について(回答)(H22.10.26付)	589	回答書(写)	-					
	590-591	回議書(鑑・伺い)	-					
文書101 滋賀県連長士管第2号(H22.10.27付) 河川法第75条第1項に基づく(監督処分)について(平成22年度(河長審)第2号 工作物除去命令 蓄養池)	592	回答書(案)	-					
	593-604	命令書(写)、回議書(一式)	-					
文書102 滋賀県連長士管第1号(H22.10.27付) 河川法第75条第1項に基づく(監督処分)について(平成22年度(河長審)第1号 工作物除去命令 やな)	605-617	命令書(写)、回議書(一式)	-					
	618	内容(日時等を除く)	618					
文書103 (A漁協との電話協議)	619-624	復命書本文	619					
文書104 (復命書) H22.10.28	619-624	出席者名(県職員を除く)	619					
	619-624	内容(日時、場所等を除く)	619-624					
文書105 A漁協監督処分後の市からの要請による4者協議の内容について H22.11.1	625	出席者名(県職員を除く)	625					
	625-626	内容(日時、場所等を除く)	625-626					
文書106 (戒告書の交付) H22.11.26	627	出席者名(県職員を除く)	627					
	627-632	内容(日時、場所等を除く)	627-632					
文書107 (戒告書写しの受取拒否 記録メモ) H22.12.10	633	(鑑)	633					
	634-638	添付資料一式(代執行令書等)	-					
文書108 非公開	639-642	全部	639-642					
文書109 非公開	643-649	全部	643-649					